

猪名川町立猪名川小学校ほか 7 施設屋内運動場  
公募型プロポーザル方式空調整備事業

要求水準書

猪名川町

令和 8 年 4 月

## 目次

### 第1条. 総則

1. 本要求水準書の位置付け … P.1
2. 事業目的 … P.1
3. 基本方針 … P.1
4. 設置対象施設 … P.2
5. 事業内容 … P.2
6. 業務における留意事項 … P.2
7. 第三者の使用 … P.3
8. 遵守すべき法令・制度等 … P.3
9. 本事業のスケジュール … P.3
10. 事業関連資料等の取扱い … P.4

### 第2条. 設計業務要求水準

1. 基本事項 … P.4
2. 設計業務の基本方針 … P.5
3. 設計業務の要求水準 … P.6

### 第3条. 施工業務要求水準

1. 基本事項 … P.7
2. 施工業務の基本方針 … P.8
3. 施工業務の要求水準 … P.8

### 第4条. 施工監理業務要求性能水準

1. 基本事項 … P.12
2. 施工監理業務基本方針 … P.12
3. 施工監理業務の要求水準 … P.12

## 第1条. 総則

### 1. 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、猪名川町(以下「町」という。)が町立小・中学校屋内運動場等への空調設備整備工事(以下「空調整備事業」という。)をデザインビルド方式で実施するにあたり、公募型プロポーザルにより事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 事業目的

本事業は、近年の猛暑による熱中症リスクの低減を図り、児童・生徒の健康と安全を確保するとともに、平常時の教育活動の質の向上および災害時における地域住民の避難所機能の強化を目的として、町立小・中学校屋内運動場に空調設備を整備するものである。限られた期間内に全対象施設の整備を完了するため、価格に加え、施工体制や技術力、実績、調整・連携能力等を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

### 3. 基本方針

#### (1) 早期設置

昨今の猛暑に対応するため、屋内運動場への早期な空調設備等の整備を行い、健康で安全な学習環境の提供を行う。

#### (2) 安全な整備計画

空調整備事業に当たっては、学校教育活動等に支障を来さない計画とし、施工中および施工後を通じて、児童・生徒、教職員、保護者、学校利用者および近隣住民等(以下「施設関係者」という。)の安全確保に十分配慮した整備を行う。

#### (3) 安全・安心な屋内運動場環境の実現

児童・生徒等が安全かつ安心して学習でき、教職員の利用にも配慮した空調環境を整備するとともに、学校教育活動等に支障を来さない計画とし、常に施設関係者の安全に十分配慮する。

#### (4) 低廉かつ良質な空調設備の提供

空調設備の性能を適切に維持しつつ、初期費用および維持管理費用(光熱水費を含む。)の縮減に配慮した設計・施工を行う。

#### (5) 環境への配慮

省エネルギーや資源循環に配慮し、二酸化炭素排出量やフロン類の漏洩削減に努めるとともに、施工から運用まで環境保全および学校・周辺地域への影響(特に騒音)に十分配慮し行う。

### 4. 設置対象施設

対象となる施設は、猪名川町立猪名川小学校ほか 7 施設屋内運動場公募型プロポーザル方式空調整備事業実施要領書【別表 1】に示す施設(以下「対象施設」という。)のアリーナ(ステージやギャラリー、キャットウォークを除く)とする。

## 5. 事業内容

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求水準に沿って、次の事業を行う。

### (1) 現地調査、設計業務

ア. 屋内運動場の空調設備設置に係る設計業務(設置に必要な施工図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成)

イ. その他附属する業務

### (2) 屋内運動場の空調設備の設置業務

ア. 空調設備の施工業務

イ. 安全対策

ウ. その他附属する業務

### (3) 施工監理業務

ア. 屋内運動場の空調設備設置に係る施工監理業務(監理書類作成、品質管理等)

イ. その他附属する業務

### (4) 前3号に掲げるもののほか、業務遂行上必要な業務

## 6. 業務における留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

### (1) 事業計画の妥当性(確実な事業実施体制の構築)

事業目的および基本方針を踏まえ、費用と工程のバランスが取れた実現可能な事業計画を策定すること。

### (2) リスクへの適切な対応および事業継続性の確保

想定されるリスクを適切に把握し、契約内容に基づく対応策を講じることで、事業の継続性を確保すること。

### (3) 地域社会・地域経済への貢献

業務の再委託等において町内業者の活用に努め、地域経済への貢献を図ること。

### (4) 環境負荷の低減

省エネルギーや資材選定に配慮し、二酸化炭素排出量やフロン類の削減および騒音対策に努めること。

### (5) 学習環境の継続的な確保

室内環境の均一化を図る機器配置とするとともに、学習に支障を来さない施工および円滑な運用が可能な設備を導入すること。

## 7. 第三者の使用

設計・施工業務において第三者へ再委託を行う場合は、再委託は事前に町へ申請し、施工体系図および施工体制台帳を提出すること。

## 8. 遵守すべき法令・制度等

本事業の遂行に当たっては、設計および施工の各業務内容に応じ、関係する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準・指針については本事業の本要求水準を踏まえ、適宜参考とすること。

なお、以下に記載の有無にかかわらず、本事業に必要なすべての法令等を遵守するものとし、適用する法令および基準は、各業務着手時点の最新版を使用する。

### (1) 法律等

地方自治法、建築基準法、建設業法、消防法、労働安全衛生法、労働基準法、電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、個人情報保護に関する法律 ほか関係法令

### (2) 条例等

兵庫県建築基準条例、兵庫県環境関連条例、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例、猪名川町公害防止条例、猪名川町下水道条例、猪名川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、猪名川町暴力団排除に関する条例、猪名川町火災予防条例 等

### (3) 参考基準・指針等

学校環境衛生基準、公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械)、公共建築改修工事標準仕様書、建築設備設計基準、建築設備耐震設計・施工指針、各種施工監理指針、営繕工事写真撮影要領、各種積算基準 等

※いずれも最新版を適用し、改訂があった場合は町と協議の上対応する。

### (4) その他

猪名川町が定める「建設工事受注者事務手続要領」、その他本事業に関連する要綱・基準等

## 9. 本事業のスケジュール

本事業の主なスケジュールは次のとおりとする。

契約期間は、契約締結日から令和9(2027)年12月24日(金)までとする。

本契約期間には、設計、施工、関係機関への許認可申請、竣工図書の提出までの一切の業務を含むものとし、完了日までに関係機関が発出する書類の原本を町へ提出することとする。

## 10. 事業関連資料等の取扱い

(1) 町が提供する対象施設の図面等の資料は、一般公表を前提としない情報であるため、関係者以外への配布を禁止し、適切に取り扱うこと。

(2) 提供された資料のデータ等は、本事業に係る業務以外に使用せず、不要となった場合は速やかに消去すること。

- (3) 事業者は、本事業において個人情報を取り扱う場合、関係法令および町の指示に従い、漏洩等の防止に必要な措置を講じ、適切に管理すること。
- (4) 事業者は、本事業に従事する者に対し、業務上知り得た個人情報を適切に取り扱うよう徹底すること。
- (5) 町は、事業者が取り扱う個人情報の管理状況について、必要に応じて調査できるものとする。
- (6) 町は、個人情報の取扱いが不適切と認められる場合、必要な勧告を行うことができ、事業者はこれに速やかに従うこと。

## 第2条. 設計業務

### 1. 基本事項

#### (1) 業務の範囲

本書および事業者提案に基づき、対象施設に空調設備を新設するために必要な設計業務を行う。なお、設計業務には次の業務を含むものとする。

ア. 設計に必要な現場調査

イ. 対象施設ごとの空調設備新設に係る設計図書の作成(設計図、内訳書など)

ウ. 事業全体並びに設計工程表の作成・提出、町および関係者との協議・調整、各種申請・検査などの付随業務

#### (2) 業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

#### (3) 体制および各種技術者の配置

関連法令および各種指針に基づき、適切な有資格者を主任技術者として選任し、業務着手前に町へ届ける。なお、履行期間中に町が不適当と認めた場合は、協議のうえ速やかに適切な措置を講ずるものとする。

グループで設計する場合は、各構成員が担当工種に応じた設計担当者を適切に配置する。また、代表構成員の主任技術者は、本事業の設計を統括するものとして全体を把握し、適切に管理・監督する。

ア. 主任技術者

▶ 電気・機械設備工事の設計を総括できる一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士又は一級電気工事施工管理技士などの本事業に必要な資格を有する者とする。

▶ 実務経験が豊富な者を選任し、経歴および資格を町に届け出る。なお、監理技術者は設計担当者(電気・機械設備)を兼ねることができる。

イ. 電気設備設計者

▶ 電気設備設計に関する十分な実務経験を有する者とする。

ウ. 機械設備設計者

- ▶ 機械(空調)設備設計に関する十分な実務経験を有する者とする。

(4) 設計内容の協議

設計業務においては、適宜町と内容を協議して実施する。町との協議結果については、受注者が記録書(協議録など)を作成し、相互に確認するものとする。なお、協議の方法・頻度などの詳細については、事業者決定後の協議をもって決定する。

(5) 設計変更

町は必要があると認めた場合、事業者と協議のうえ設計内容の変更を要求することができる。なお、変更により生じた申請手続および費用に掛かる負担は、事業者負担とする。

2. 設計業務の基本方針

(1) 空調設備の計画方針

- ア. 児童・生徒、教職員など施設利用者が、安全かつ安心して利用できる空調環境を確保する。
- イ. 学校教育活動および学校開放時の利用に支障を来さない計画とする。
- ウ. 学校教育環境および周辺地域の環境に配慮した計画とする。

(2) 環境負荷低減への配慮

- ア. 省エネルギー化、資源の循環など環境負荷低減を基本とした計画とする。
- イ. 二酸化炭素排出量の削減に配慮した計画とする。
- ウ. 既存設備を撤去する場合は、環境に配慮した処分計画とする。

(3) 計画および体制の妥当性

- ア. 本事業で求める供用開始時期に確実に運転開始できる、実現性および妥当性の高い計画および体制とする。
- イ. 設計および工種ごとの工事における責任の所在を明確にした業務体制を構築し、統一的な品質管理を行い、性能、工期および安全性を確保する。

(4) フレキシビリティへの配慮

- ア. 将来の改修や増設などを考慮し、柔軟性および汎用性を確保した計画とする。
- イ. 本事業の工事期間中、工事対象外の諸室で空調環境の中断が生じないよう配慮する。
- ウ. 各設備の長寿命化に配慮するとともに、故障時には速やかな復旧が可能な仕様とする。

(5) その他

上記各項目のほか、本事業の目的および基本方針を踏まえ、良好な教育環境・空調環境を確保する。

### 3. 設計業務の要求水準

#### (1) 一般的要件

- ア. 児童・生徒、教職員など施設利用者の健康に配慮し、熱中症を予防できる環境を計画する。
- イ. 災害時における避難所として避難者の健康に配慮し、避難所機能の強化を計画する。
- ウ. 室内機の設置位置は、体育活動などに支障のない位置とする。
- エ. 設備の運転に際し、有資格者の常駐が不要な方式とする。
- オ. 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものとし、原則としてR32冷媒を使用する。
- カ. 機器能力は、JIS規準に基づく数値・単位で表記する。
- キ. あと施工アンカーは、適切な機械式または接着系アンカーとする。
- ク. 屋外使用部材は耐食性に配慮し、ボルトなどはステンレス鋼製とする。
- ケ. 冷媒管などの保温は、保守性に配慮した仕様とする。
- コ. ドレン管は防虫対策を施し、適切な箇所へ排水する。
- サ. 配管などは耐久・耐衝撃性に配慮し、児童・生徒が触れるおそれのある箇所は保護措置を講ずる。
- シ. 露出配線(配管)は、原則として金属管とする。
- ス. 建物間を横断する配線は、安全性や維持管理性に配慮し、適切な方法とする。
- セ. プルボックスは、屋内は鋼板製、屋外はステンレス鋼板製とする。
- ソ. 騒音が懸念される場合は、適切な防音対策を計画する。
- タ. 既存設備などの移設が必要な場合は、町と協議のうえ、適切な方法を計画する。
- チ. 既存樹木は原則として保全する。やむを得ない場合は町の承諾を得て適切な処置を計画する。
- ツ. 室外機は、原則として地上設置とする。
- テ. 室内機は、原則として天井吊り型とし、防球対策などの安全措置を計画する。
- ト. 室内機は、気流や温度分布に配慮した台数および配置とする。
- ナ. 壁貫通は、学校運営に支障のない位置とする。
- ニ. 室外機および配管などについては、適切な安全対策、防音対策を計画する。
- ヌ. 窓部を貫通する場合は、採光および自然換気に配慮し、適切な方法とする。

#### (2) 運転管理方式

- ア. 空調設備の運転・停止および設定操作は、屋内運動場内の一か所に設置する操作機により行うものとする。
- イ. 学校開放などの利用に対応するため、プリペイドカード方式による空調課金システムを導入し、適切な管理方法を計画する。

#### (3) エネルギー供給設備

- ア. 受変電設備は、既存負荷および新規負荷を踏まえた適切な容量とし、不足する場合は増設などの必要な措置を計画する。

- イ. 本事業に必要な電力を安定的に確保できるよう、既存設備の活用に限らず、最適な受電方式および供給方法とする。
- ウ. エネルギー供給設備は安全性・経済性に優れ、関連法令および各種指針に基づき、適切な方法とする。

(4) 空調機器の能力条件

小学校は空調必要面積あたり 150W/m<sup>2</sup> 以上、中学校は 180W/m<sup>2</sup> 以上を原則とする。

### 第3条. 施工業務

1. 基本事項

(1) 業務の範囲

本書および前条により作成した設計図書に基づき、対象施設に空調設備などを新設する施工業務を行う。なお、施工業務には次の業務を含むものとする。

ア. 施工に必要な現場調査

- イ. 空調設備新設に係る施工業務(エネルギー関連設備の設置、既存施設などの移設・復元、既存設備の撤去・処分などを含む。)
- ウ. 施工工程表の作成・提出、町および関係者との協議・調整、各種申請・検査などの付随業務

(2) 業務の期間

業務期間は、「第 1 条の 9」に定める本事業のスケジュールとする。なお、詳細は前条に定めた設計業務において作成する事業全体の工程表に基づき、事業者が計画する。

(3) 体制および監理技術者などの配置

建設業法などの関連法令および各種指針を遵守し、必要な資格を有する監理技術者などを選任し、業務着手前に町へ届ける。なお、履行期間中に町が不相当と認められた場合は、協議のうえ速やかに適切な措置を講じるものとする。

グループで施工する場合は、各構成員が担当工事に応じた監理または主任技術者および現場代理人を適切に配置する。代表構成員の現場代理人(以下「施工責任者」という。)は、本事業の施工を統括するものとして全体を把握し、適切に管理する。

(4) 報告および書類・図書の作成・提出

監理技術者は、施工計画書に基づき、施工状況を随時「第 4 条」に定める施工監理者へ報告し、必要に応じて協議を行うなど、円滑な施工に努める。また、施工監理者と共に関係法令および各種指針、施工プロセスチェックリストに基づく報告書類・図書などを作成し、町へ提出・承認を得るものとする。

## 2. 施工業務の基本方針

### (1) 空調設備の施工方針

- ア. 施工期間中は、学校現場における児童・生徒および教職員、施設関係者の安全確保を徹底する。
- イ. 施工に伴う学校教育環境および周辺地域への影響(騒音、振動、粉塵、車両通行など)に十分配慮する。

### (2) 環境負荷低減への配慮

設計段階での配慮に加え、廃棄物などの削減により、環境負荷の低減に配慮する。

### (3) 計画および体制の妥当性

- ア. 本事業で求める供用開始時期に確実に運転開始できる、実現性および妥当性の高い計画および体制とする。
- イ. 性能、工期および安全性を確保するため、責任の所在を明確にし、統一的な品質管理体制を構築する。

### (4) その他

前各号のほか、本事業の目的および基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。

## 3. 施工業務の要求水準

### (1) 一般的要件

- ア. 事業者は、対象施設に空調設備を新設する工事一式を施工する。
- イ. 工事に必要な各種申請・届出は、事業者の責任とする。
- ウ. 仮設工事を含む施工に必要な一切の業務は、事業者の責任とする。
- エ. 工事期間中は、工事記録を適切に整備する。
- オ. 町の承諾を得た場合に限り、工事用電力・水道・ガスを無償使用できるものとする。ただし、仮設事務所に使用する電力などは除く。また、安全対策などは事業者の責任で適切に実施する。
- カ. 試運転期間中に町が空調設備を使用する場合、エネルギー費用は町が負担する。
- キ. 本事業で求める供用開始時期に全ての空調設備の運転を開始する。
- ク. 関係法令・指針および施工プロセスチェックリストに基づき、適宜必要な検査を受検する。

### (2) 現場作業日・時間

- ア. 現場作業は、月曜日～金曜日を原則とする。ただし、土曜日・日曜日および国民の祝日は必要に応じて町および各施設管理者の3者と協議の上、承諾された場合に限り事前に町に届け出るものとし作業可とする。(12/29～1/3は除く。)
- イ. 作業時間は、午前8時30分～午後5時を原則とし、授業・学校行事などに支障のないよう配慮する。
- ウ. 騒音・振動を伴う作業は、授業に影響しない時間帯を原則として実施する。

エ. 工事車両は、児童・生徒の登下校時間帯を避けて通行する。なお、下記時間は登下校の目安として示すものであり、事業者決定後、町および各施設管理者の3者で協議して定めるものとする。

【登校時間】：午前7時30分～午前8時30分

【下校時間】：午後3時30分～午後4時30分

オ. 入学式などの行事に際しては、足場やその他仮設物、資材などによる景観への影響に配慮する。

(3) エネルギー供給および設備機能の確保

ア. 工事期間中も原則、電力・水道などの機能を継続的に使用できるものとする。

イ. 上記機能の停止が必要な場合は、事前に町および各施設管理者と協議のうえ実施する。

ウ. 機械警備、防災設備、校内LANなどに支障が生じる場合は、関係者と協議のうえ実施する。

(4) 別工事などとの調整

本事業の施工期間中に別の工事などが行われる場合は、事業を円滑に進めるため、町および対象施設と十分に調整する。

(5) 安全性の確保

ア. 児童・生徒、教職員など施設利用者の安全確保を最優先とする。

イ. 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全区画を確保するため適宜仮囲いなどを設置する。

ウ. 大型資材搬入時などは、適宜事業者の責任で必要な誘導員・警備員などを配置する。

エ. 仮設足場設置時も、原則建築物への出入りは可能な状態とし、必要な安全対策を講ずる。

(6) 非常時・緊急時の対応

非常時に備えて防災マニュアルを作成し、事故などの発生時は速やかに町へ報告するとともに、事業者の責任で適切に対応する。

(7) 工事騒音など近隣への対策

ア. 騒音などによる近隣への影響に配慮し、必要な対策を講ずる。

イ. 影響が見込まれる場合は、事前に工事期間・内容、影響などについて、近隣へ周知する。

(8) 工事現場の管理

ア. 校門および対象建築物の出入口付近に工事概要、施工体系図、緊急連絡先などを記載した工事看板等を設置する。

イ. 仮設事務所や資材・廃材置き場など工事で使用する場所は、事前に町の承諾を得て使用する。

- ウ. 上記により使用する場所の管理は、工事責任者の注意義務を以って使用する。
- エ. 現場に保管する資機材などは、工事責任者の注意義務を以って適切に施錠管理する。
- オ. 本事業により町および第三者の資産などに施設内の器物等を破損しないよう十分注意する。

(9) 試運転調整の実施

- ア. 施工完了後に試運転調整を実施する。
- イ. 風量、温度、および騒音などを測定・記録し、町へ報告する。

(10) 部分検査(以下「現場検査」という。)の受検

各対象施設の現場施工完了時は、直ちに町へ報告するとともに、対象施設ごとに町の検査員による検査を受検する。検査において、町の検査員から手直しの指摘を受けた場合は、直ちに適切な処置を行い、再度受検する。

(11) 竣工図書および各種マニュアルの作成・提出

- ア. すべての対象施設の現場検査合格後は、直ちに「第 1 条の 8」に定める関係法令および各種指針並びに猪名川町が定める「建設工事受注者事務手続要領」に基づき作成した竣工図書を町に提出し、検査員による検査を受検する。検査において、町の検査員から手直しの指摘を受けた場合は、直ちに適切な処置を行い、再度受検する。
- イ. 提出方法は、チューブファイルなどに綴じた書面(正副各 1 部)と電磁媒体(データ一式 1 セット)とし、詳細については事前に町との協議により決定する。
- ウ. 工事写真は、各施設・工種ごとに施工前・中・後を写真帳に整理し、提出する。
- エ. 空調機器などの維持管理者向けマニュアル(手順書)などを作成し、提出する。
- オ. 空調機器の利用者向けマニュアル(手順書)などを作成し、提出する。

(12) 完了検査の受検

前 11 号に掲げる竣工図書およびマニュアルの提出を以って、施工業務に係る町の完了検査を受検する。町の検査員から手直しの指摘を受けた場合は、直ちに適切な処置を行い、再度受検する。

(13) 建設副産物の取扱い

- ア. 工事に伴い発生する廃棄物などは再資源化に努める。
- イ. 事業者は、予め関係法令および各種指針などに基づき作成した「再生資源利用計画および再生資源利用促進計画」に則り、適切に処分するとともに、実施記録を町に提出する。

#### (14) その他

- ア. 関係法令および各種指針を遵守する。
- イ. 工事現場の安全衛生に関しては現場責任者が統括して管理し、安全管理および災害防止に努める。
- ウ. 工事用車両の出入りに際しては十分な安全管理を行うとともに、近隣地域においては通学・通勤・通園時間帯を避けて低速走行に努める。なお、各対象施設の敷地周辺道路での工事関係車両の駐車および待機を禁止する。
- エ. 敷地内および敷地周辺での喫煙を禁止するなど、ルールを遵守する。
- オ. 気象予報または警報などに十分注意し、災害などの防止に努める。
- カ. 対象施設の外壁材や天井仕上げ材などに石綿含有の可能性がある場合は、着手前に事業者の責任において含有調査を行う。石綿の含有が認められた場合は、除去・処分方法を町と協議のうえ、関係法令および各種指針などにに基づき適切に処理する。なお、除去・処分に伴い増加する費用は、町の負担とする。
- キ. あと施工アンカーを使用する場合は、予め引抜強度を計算のうえ、適切な仕様のものを採用するとともに、施工時には引抜試験を実施する。
- ク. 火気や火花を伴う作業を行う場合は、十分な火災防止対策を講じ、養生および消火器の設置などにより安全を確保する。
- ケ. 本事業により設置した機器・配管などが、将来の改修工事などにおいて再利用可能となるよう配慮する。
- コ. 本事業について、町が会計検査などを受検する場合は、その対応への協力を行う。

### 第4条. 施工監理業務

#### 1. 基本事項

##### (1) 施工監理業務を行う者(企業・グループなど)の要件・配置

- ア. 本業務を適切に遂行できる技術体制および実績を有する者とする。
- イ. 関係法令および各種指針に基づき、適切な資格(一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士又は一級電気工事施工管理技士など)を有し、本業務を適切に遂行できる十分な実績を有する者(以下「施工監理者」という。)を配置する。
- ウ. 施工監理者は、電気設備および機械設備の設計趣旨を総括的に監理できる者とし、常勤の自社社員で3か月以上の雇用関係を有するものとする。
- エ. 施工監理業務の体制および施工監理者は、書面にて業務着手前に町へ提出する。

##### (2) 業務の範囲

本書および設計図書に基づき、前第 3 条で定める施工業務の監理を行う。なお、施工業務には次の業務を含むものとする。

- ア. 施工監理に必要な現場調査業務
- イ. 関係法令および各種指針に基づき、設計図書と施工状況の整合確認
- ウ. 町との協議・調整、工程表などの各種書類の作成・提出および報告
- エ. 施工者との協議・調整、指導、各種検査の実施
- オ. 関係機関への申請、協議、検査の立会いなどの付随業務

### (3) 報告および書類・図書などの提出

施工監理計画書に基づき、監理状況を定期的に町へ報告するとともに、関係法令および各種指針、施工プロセスチェックリストに基づく報告書類・図書などを町へ提出し、承認を得るものとする。

## 2. 施工監理業務基本方針

本事業の完了(引渡し)まで、町および関係者と適切に調整を行い、工程管理・品質管理を徹底する。

また、新設設備の性能および品質が適切に確保されるよう、必要な協議・調整を行う。

## 3. 施工監理業務の要求水準

### (1) 一般的要件

ア. 空調設備などの設置工事について、適切な施工監理を行う。

- ▶ 撤去・新設および付帯工事の施工監理
- ▶ 施工関係書類・図書の精査・調整
- ▶ 協議書・報告書などの記録作成および町への提出

イ. 施工監理記録および品質管理チェックリストに基づき実施した自主検査の結果を適宜町へ報告する。

ウ. 定期的に町へ施工監理状況を報告し、確認を受ける。

エ. 対象施設ごとに部分検査を実施し、その結果を町へ報告する。また、町が行う検査に立ち会う。

オ. 施工完了時に、施工監理者による完了検査を実施し、その結果を町へ報告する。また、町が行う検査に立ち会う。

### (2) 施工監理者が行う検査

ア. 施工完了時は、直ちに施工監理者が検査を実施する。施工管理者が複数配置する場合は、統一的な品質確保のため、統括施工監理者が検査員として完了検査を実施する。

イ. 完了検査および部分検査の実施について、事前に町へ報告する。なお、町は施工監理者が実施する完了検査および部分検査に立ち会うことができるものとする。

ウ. 完了検査および部分検査の実施後は、直ちにその結果を町へ書面で報告する。

### (3) 完了検査の受検

ア. 監理業務の完了時は、直ちに「第 1 条の 8」に定める関係法令および各種指針並びに猪名川町が定める「建設工事受注者事務手続要領」に基づき作成した業務完了報告書および監理記録などの図書を町に提出し、検査員による検査を受検する。検査において、町の検査員から手直しの指摘を受けた場合は、直ちに適切な処置を行い、再度受検する。提出方法は、チューブファイルなどに綴じた書面(正副各 1 部)と電磁媒体(データ式 1 セット)とし、詳細については事前に町との協議により決定する。